

同一隧道内に移送取扱所の配管とその他の配管等を併設する場合の運用基準

特別防災区域内の事業所間において、原料、中間体、ユーティリティ等を相互利用するため、移送取扱所の配管とその他の配管等(LNG,LPGの高圧ガス配管、工業用水、水素、窒素、スチーム管等)を隧道内に併置する場合において、下記に示す対策等を講じた場合は、その設置を認めて差し支えないものとする。(昭和56年11月17日消防令第125号参考)

記

- 1 隧道内の配管相互の間隔は点検可能な程度とする。
- 2 隧道の出入口には、一般人の出入を禁止するため柵、扉を設ける。
- 3 配管の隧道出入口部分に緊急しゃ断弁を設ける。
- 4 散水設備を設けて火災時の冷却に使用する。
- 5 下記の保安設備を設ける。
 - (1) 強制換気装置等の可燃性蒸気の滞留防止設備
 - (2) 照明設備(防爆型の蛍光灯、非常灯)
 - (3) 警報設備(非常ベル及び発信用押ボタン)
 - (4) 通報設備(出入口に構内電話)
 - (5) 漏洩検知装置(可燃性ガス検知装置、油膜検知器)
 - (6) 緊急しゃ断装置(危険物配管その他の配管等の出入口部分に緊急しゃ断弁)
 - (7) 自動火災報知設備
 - (8) 坑内温度計
 - (9) 坑内散水設備(開放型放出口 2.5L/min. m²、入口に自動制御弁)
 - (10) 消火設備(小型消火器等)
 - (11) トンネル内排水設備
- 6 隧道内に通報設備(非常電話等)を、その設置間隔が200m以下となるように設けること。
- 7 隧道の出入口、排気口等には、防火戸、防火ダンパー等を設けること。